

事業番号	05 06 15	事業改善シート (25年度実施事業分)		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	精神科救急医療整備事業			担当課	部局	健康福祉部	
					課・室	保健・疾病対策課	
総合5か年計画	プロジェクト	4-3-3 健康づくり・医療充実プロジェクト			E-mail	hoken_shippei@pref.nagano.lg.jp	
	施策の総合的展開	6-1 健康で長生きできる地域づくり 5 疾病対策の推進			実施期間	H9 ~	

### 1 事業の概要

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に精神障がい者の病状の急変に対応し、県民が安心して暮らせる医療体制を確保する。</li> <li>3圏域で整備している精神科救急医療体制を4圏域化する。</li> </ul>		
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科救急情報センターにおいて24時間精神医療相談を実施</li> <li>3圏域ごとに輪番病院を指定し、365日、休日・夜間における精神科救急医療体制を整備</li> </ul>		
県が関与する理由	県でなければ実施不可(法令等義務)	【左記の説明、根拠法令等】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
	県民との協働による実施: 困難		

事業内容	① 成果目標 (H25)				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神科救急情報センターにおいて24時間精神医療相談を実施する。</li> <li>○3圏域ごとに輪番病院を指定し、365日、休日・夜間における精神科救急医療体制を整備する。</li> </ul>				
	② 事業内容 (単位:千円)				
	項目	実施方法	H25事業実績	H25 (当初)	H25 (決算)
1 精神科救急情報センター整備事業	委託	・県立こころの医療センター駒ヶ根への委託事業として、24時間365日対応の精神科救急情報センターを整備し、併せて精神科医療相談窓口を設置	28,093	17,070	28,093
2 精神科救急医療確保事業	補助金	・3圏域(東北信、中信、南信)ごとに輪番病院を指定し、運営費、空床確保費を補助。 ・県立こころの医療センター駒ヶ根を常時対応施設として指定。	67,018	65,881	67,190
合計			95,111	82,951	95,283

事業コスト	区 分(単位:千円)	23年度	24年度	25年度	26年度
	前年度繰越				
	当初予算	104,426	94,191	95,111	95,283
	補正予算				
	合計(A)	104,426	94,191	95,111	95,283
	国庫支出金	52,212	47,095	47,555	47,641
	県 債				
	その他( )				
	一般財源	52,214	47,096	47,556	47,642
	決 算 額(B)	72,285	82,356	82,951	
概 算 職員数(人)	0.30	0.30	0.30	0.30	
概 算 人件費 概算人件費 (C)	2,477	2,477	2,477	2,477	
概算事業費(B(A)+C)	74,762	84,833	85,428	97,760	

成果目標の達成状況					
項目	H24末 (実績)	H25			H26 目標
		目標	成果	達成状況	
精神医療相談件数	372件	500件	352件	未達成	—

目標に対する成果の状況	救急診療件数については843件となり、H24とほぼ同数となっていることから、今後も同数の傾向が続くと思われる。 精神医療相談件数については352件となり目標は未達成であったが、過去4年間の平均値(326件)を上回っており、今後も増加傾向が続くものと思われる。
-------------	--

### 2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施
	引き続き、関係法令に基づき実施する。

# 精神科救急医療整備事業 (精神科救急医療確保事業及び精神科救急情報センター整備事業)

保健・疾病対策課

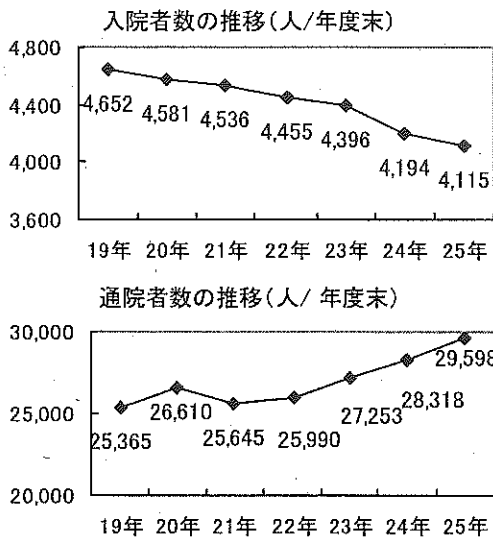
## 1 精神科救急医療整備事業の概要

精神保健福祉法で「統合失調症、精神作用物質（アルコール、覚せい剤等）による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質（人格障害）、その他の精神疾患を有する者」と定める精神障害者を対象に、休日や夜間等において緊急に精神的医療を必要とする方が適切な医療を受けることができるように受入先を確保するほか、本人、家族等からの医療相談に対応する精神医療相談窓口を開設する。

## 2 長野県の精神障がい者の状況

精神疾患により医療機関を利用している者は入院・通院合わせて約3万4千人。(H26.3月末)

厚生労働省では、地域移行（入院治療から住み慣れた地域で自身の意向に沿って地域生活を送ることができるよう地域での受入れ体制を整える施策）を推進していることから、入院者は減少、通院者は増加の傾向にある。



医療機関を利用している精神疾患を有する者の人数(平成26年3月末)

精神疾患の種別	入院患者数	通院患者数	合計
症状性を含む器質性精神障がい	609	1,017	1,626
精神作用物質による精神及び行動の障がい	233	518	751
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	2,445	12,023	14,468
気分(感情)障がい	499	10,175	10,674
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	101	1,842	1,943
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	32	80	112
成人の人格及び行動の障がい	21	111	132
精神遅滞	82	390	472
心理的発達障がい	18	540	558
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障がい	13	168	181
てんかん	48	1,802	1,850
その他	14	932	946
合 計	4,115	29,598	33,713

## 3 精神障がい者に対する医療体制

精神疾患を有する者は、その症状が重篤化した場合、精神科病院で入院治療を受けることになる。

入院形態は任意入院、医療保護入院、措置入院の3種類に分類され、後者になるほど症状が重篤化した患者を対象としている。

＜精神障がい者の診療体制の内容＞

診療形態		症状の程度	本人の意思	医療機関数	医療費の負担	
症状の重篤化 ↓	①通院前	症状を自覚	受診を検討中	—	—	
	②通院	症状を自覚	自らの意思で通院	精神科病院31カ所 診療所101カ所	自立支援医療受給者証使用1割負担	
	入院	③任意入院	症状を自覚	自らの意思で入院	精神科病院31カ所	医療保険制度による
		④医療保護入院	医療及び保護のため入院が必要であるが、本人は不同意	精神保健指定医の診察と家族の同意で本人の意思と関係なく入院	精神科病院31カ所	医療保険制度による
		⑤措置入院	精神障がいのために自傷・他害のおそれあり	精神保健指定医2名が要措置と判定した場合、本人の意思と関係なく県知事の命令で強制入院	精神科指定病院21カ所	国、県により全額公費負担 本人負担なし

\*自立支援医療受給者証：通院による精神医療の必要がある方を対象として、医療費の自己負担を軽減する制度

\*精神保健指定医：5年以上の医療実務経験かつ3年以上の精神科実務経験があり、国が定める研修課程を修了した者で、厚生労働大臣からの指定を受けた精神科医師 H26.7現在 長野県内201名

\*自傷：自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為

\*他害：殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等、他の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為

\*精神科指定病院：精神保健福祉法で定める措置入院の受入基準を満たす精神科病院として県が指定

#### 4 措置入院の手順

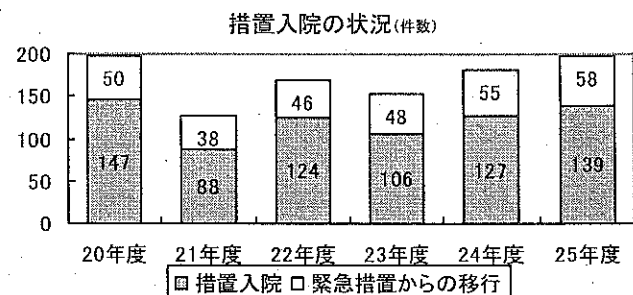
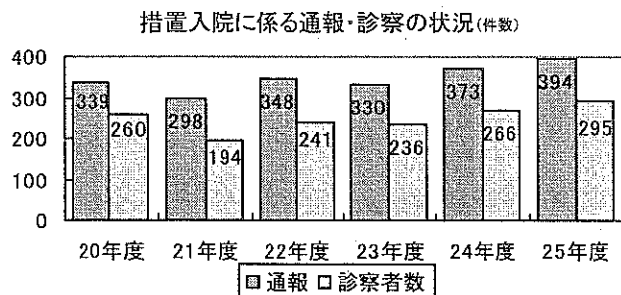
措置入院は、精神保健福祉法でその事務を都道府県が行うこととされ、長野県では保健所へ事務を委任している。

保健所は 24 時間 365 日体制で措置入院のおそれのある患者の通報を受け付け、精神保健指定医の診察を受診させ、要措置とされた場合、精神科指定病院への入院措置を採る。

##### < 措置入院の手順 >

手 順	内 容	休日・夜間の通報受理時の問題点
1 通報受理	住民、警察、検察等の関係機関から保健所へ自傷・他害のおそれのある者の通報 *全通報のうち 90%以上が警察官通報	<p>●精神科指定病院は休診中となるため、精神保健指定医の確保が困難。</p> <p>●指定医を確保したとしても、要措置と判定された場合の入院先がない。</p>
2 調 査	保健所にて精神保健指定医の診察の要否を調査	
3 診 察	2の結果、要診察と判断した場合、精神保健指定医 2 名の診察を受け、措置入院の要否を判定 指定医を 2 名確保できない場合、緊急措置入院の対象として診察	
4 措置入院	3の結果、要措置と診断された場合、精神科指定病院へ強制的に入院 指定医 1 名のみ判定の場合、緊急措置として入院	

\*緊急措置：夜間、休日等において精神保健指定医を 2 名確保できない場合、1 名の診察のみで 72 時間に限り強制的に入院措置となる



#### 5 精神障がい者に対する医療体制の課題

3～4の精神障がい者に対する医療体制においては、次のような課題がある。

- (1) 地域移行が進むにつれて通院患者が増加する傾向にあり、地域における精神医療相談需要が高まっており、相談先が必要。
- (2) 新たに精神科を受診しようとする者及びその家族に対し、適切な医療機関情報を提供する相談先が必要。
- (3) 通院中の患者の容態が急変した際、相談及び救急医療が受けられる先の紹介等、更なる症状の重篤化を防ぐ体制が必要。
- (4) 昼夜問わず発生する措置入院に関する通報に対応するため、精神保健指定医及び入院先を常に確保しておくことが必要。 → 対応できなければ、本人及び周囲の人に危険が及ぶ可能性

これらの課題等に対応するため、厚生労働省は精神保健福祉法及び厚生労働省保健福祉部長通知(H20.5.26)により、都道府県に対して精神科救急医療体制を整備することを求め、長野県では精神科救急情報センター整備事業(課題(1)～(3)に対応) 精神科救急医療確保事業(課題(3)、(4)に対応)により事業を実施している。

##### 精神保健福祉法第 19 条の 11【抜粋】

都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等その他の関係者からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の实情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

## 6 精神科救急情報センター整備事業

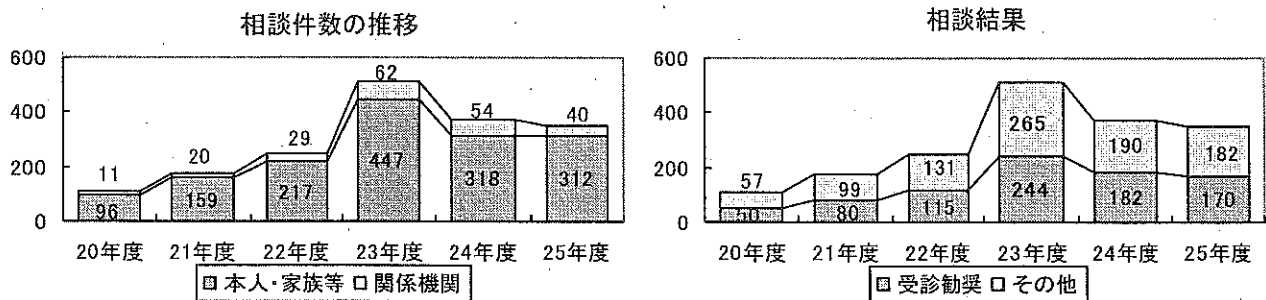
- (1) 事業費 : H25 予算額 28,093 千円 H25 決算額 17,070 千円 (財源: 県費 1/2、国補 1/2)
- (2) 開始年月: 平成 20 年 9 月 (平成 23 年 2 月から 24 時間 365 日の相談体制)
- (3) 実施方法: 委託
- (4) 受託先 : 県立こころの医療センター駒ヶ根
- (5) 委託内容: 長野県精神科救急情報センターの運営

看護師、精神保健福祉士等、精神科医療の実務経験を有する専門職員を相談員として常時 1 名配置し、精神障がい者及び家族等からの医療相談や警察・消防等の関係機関からの相談を受け付け、下記の①～⑧により対応し、症状が重篤化することを未然に防止している。

### 【 相談員の対応業務 】

- ①主治医への再相談助言 ②症状や問題行動への助言 ③保健所・相談機関紹介
- ④精神科医療機関紹介(後日の受診) ⑤当番病院紹介 ⑥一般救急医療機関紹介(救急案内)
- ⑦警察通報助言 ⑧診察困難を説明

- (6) 事業実績: 平成 25 年度は計 352 件の相談を受け付け、相談者の症状等を聞き取りした結果、その約半数において精神科への受診を勧奨し、症状の重篤化を防止している。



## 7 精神科救急医療確保事業

- (1) 事業費 : H25 予算額 67,018 千円 H25 決算額 65,881 千円 (財源: 県費 1/2、国補 1/2)
- (2) 開始年月: 平成 9 年 4 月
- (3) 実施方法: 精神科指定病院へ補助金を交付
- (4) 補助金交付先: 精神科指定病院 17 カ所

### ア 東北信 9カ所

千曲荘病院、鶴賀病院、小諸高原病院、そよかぜ病院、栗田病院  
長野赤十字病院、篠ノ井橋病院、上松病院、佐藤病院

### イ 中信 5カ所

松南病院、城西病院、松岡病院、倉田病院、村井病院

### ウ 南信 3カ所

飯田病院、県立こころの医療センター駒ヶ根、諏訪湖畔病院

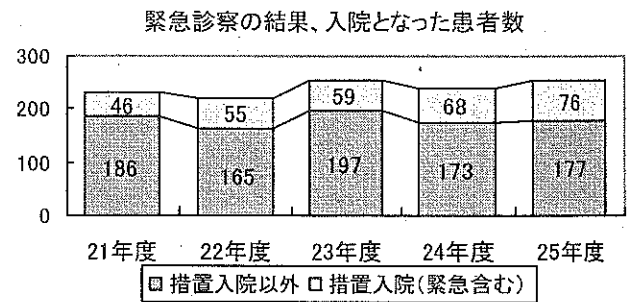
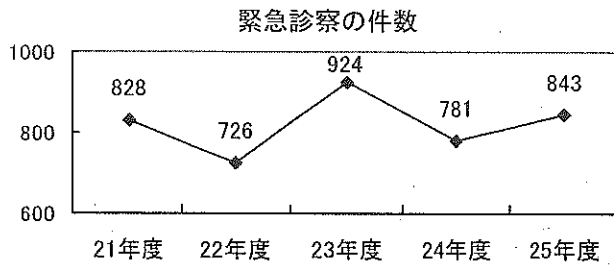
- (5) 事業内容: 東北信、中信、南信の 3 圏域ごとに、夜間・休日における空床の確保及び精神保健指定医の待機の協力を得られる精神科指定病院を募り、圏域ごとに日替わりの輪番体制を組み、圏域ごとに夜間・休日 1 ベッドの空床を確保している。  
また、各圏域での空床が埋まった場合に備え、常時対応型施設として、県立こころの医療センター駒ヶ根において、全県を対象として 1 ベッドの空床を確保している。  
県は、輪番体制の当番病院に対し、下表の内容で補助金を交付。

### <補助金の交付基準>

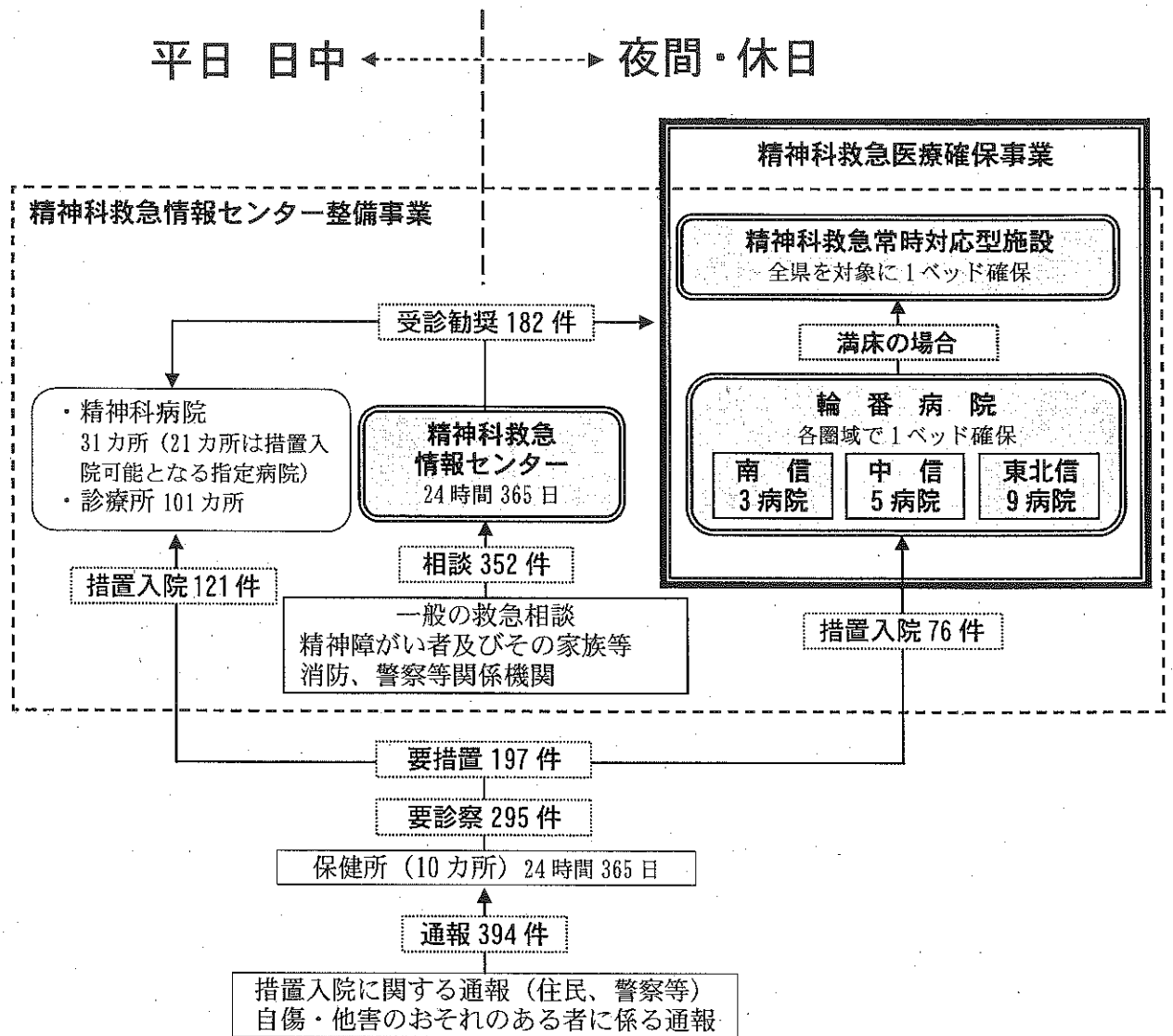
区分		輪番病院	常時対応施設
運営事業費	1 日当たり基準額	休日 23,000 円	休日 30,620 円
		夜間 25,300 円	夜間 33,680 円
空床確保事業費	1 日当たり基準額	12,400 円	24,800 円

\*1 日当たりの基準額は、厚生労働省の国庫補助金交付要綱で定められている

(6) 事業実績：輪番病院及び常時対応型施設での緊急診察件数は、過去5年平均で約820件/年あり、その約3割が入院を必要とする重篤な精神疾患を有する者。  
 平成25年度実績で76件の措置入院（緊急措置を含む）があり、全県措置入院数（197件）の約4割を本事業でカバーしている。



8 精神科救急医療整備事業の全体イメージ図



\* 図に記載された件数はH25年度実績